

三 同時に起るる限り、近海地方（例へば近畿中部、四国九州、中国東北等）

如く）の「請願運動」を先行委員会を以て請願運動遂行に用する

一つの請願委員会と開設せしめ、党本部の態度決定と備ふこと。

四 「請願運動」地方実行委員会は其の地方に於て労働党の大会、後援会等

の開催、文書の配布等によつて大宣傳をなし、即時に之を永続的に大

衆の署名を征集すること。

### 三 実行委員会と党本部との関係。

一 各地方の党支部又は支部聯合会の要求を党本部が承認し請願

運動を党本部の政策として採用することを承認した場合に「請願運動地

方実行委員会」は党本部の方針に基く運動を支持し其の全活動を集中

すること。

二 党本部が請願運動を起すことを拒絶した場合に「請願運動地方実行委員

会」は直ちに全国的実行委員会に結合し請願運動を全国的に統一指導

する機関となり、最후まで戦ふべきである。

### 四 注意すべき点

一 地方によつて事情を異にするのであろうが、この運動は即時実行に着手すること。

二 党本部の態度如何にかかわらず、この運動は遂行しなければならぬ。

三 此の運動を起す理由を大衆に明確に示さなければならぬ。

### 三 請願運動 スローガン。

議会解散、新選挙法による総選の即時実施。

團結権、罷業権の確保。

耕作権の確立。

完全なる組合法の獲得。

言論、集会、結社の自由。